

令和3年4月8日

発 言 者	発 言 要 旨
菊池（大）委員	公表された「コロナ克服・経済再生特命補佐取扱要綱」（以下、「要綱」という。）では、「コロナ克服・経済再生特命補佐」（以下、「特命補佐」という。）の勤務日及び勤務時間は知事が別に定めると規定しているが勤務状況はどうか。
人事課長	<p>特命補佐は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職となり、特定の専門的な知識・経験等に基づき公務に参画する職であるため労働者性は低い職である。</p> <p>そのため、具体的な勤務時間を定める必要は特にないが、目安としては毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで勤務することを取り扱っている。</p>
菊池（大）委員	現在の勤務状況はどうか。
人事課長	平日は毎日勤務している。また、現在は新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発出されていることから休日にも会議等がある場合には柔軟に対応してもらっている。
菊池（大）委員	要綱では特命補佐の勤務場所は知事が別に定めると規定しているが、勤務場所はどこか。
人事課長	特命補佐の職務が知事の特命事項の処理や庁内の総合調整に関する助言等を行うことであることを踏まえ、秘書課内の会議室内に執務スペースを設けている。
菊池（大）委員	副知事室では業務に従事していないということによいか。
人事課長	副知事室では業務に従事していない。
菊池（大）委員	特命補佐の報酬はどの程度か。
人事課長	特命補佐は非常勤特別職であるため、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第7条の規定により、任命権者が報酬の上限額の範囲内でその額を定めることになる。特命補佐の報酬は日額で支給しており、同条例で定める報酬上限額は32,100円であるが、特命補佐の業務に見合った水準として23,000円としている。仮に月20日業務に従事した場合の年間報酬額は約550万円を見込んでいる。
菊池（大）委員	副知事の年収はどの程度か。
人事課長	給料・手当を合わせ1,600万円程度である。

発 言 者	発 言 要 旨
菊池（大）委員	県政の停滞が許されない状況であるので、引き続き特命補佐の任務を遂行してほしい。
森田委員	他県の状況によれば非常勤特別職には専門的な知識、経験、見識を有する方を採用しているようだ。特命補佐に就任している前副知事は長い間県の様々な部署を経験しており知識、経験は有していると思うが、新型コロナという病気については、県民の安全・安心に関する専門的な知識が求められると考えるがどうか。
人事課長	新型コロナ対策は疾病のみではなく、経済や福祉などの幅広い分野に及ぶことから全庁的な総合調整、全庁挙げての取組みが必要となる。そのため、これまでの行政経験を活かしてもらうために特命補佐に就任してもらっている。
森田委員	特命補佐を設けた当初の説明は、新型コロナ対策やアフターコロナにおける経済対策のためとしていたが、要綱によれば何でも出来るように見えるがどうか。
人事課長	新型コロナ対策は幅広い分野にわたり総合調整が求められるため若松氏に特命補佐の就任を依頼した。県の政策全般にわたる顧問、参与のような職が他県でも見られたため参考にした。
森田委員	他県では専門的な知識、経験とは医師のような方を指している。前副知事がこれに該当するのか。
人事課長	他県の政策顧問や参与には、副知事や県の部長級経験者が就任している例があると承知している。
森田委員	本県の非常勤特別職ほどの程度いるのか。
人事課長	約 450 人おり、具体的には産業医、保健所で各種判定を行う医師、統計調査員のほか、政策や専門分野は限定されるが県の政策に助言をいただくアドバイザーが数名いる。
森田委員	特命補佐以外の非常勤特別職でも取扱要綱を定めているのか。
人事課長	非常勤特別職の任用根拠は地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号であり、その報酬の上限額は山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例で定めている。そのため、発令をもって任命行為ができるため、取扱要綱を定めなければならないということではないが、先般の県議会での議論、意見を踏まえ要綱を制定した。
森田委員	副知事と特命補佐の違いは何か。
人事課長	特命補佐には職務上の権限がない。副知事は、知事の代理や一定程度専決する事項が付与されている。そのため、特命補佐が決裁することはなく、各部局に対する調査・助言に留まる。

発 言 者	発 言 要 旨
森田委員	特命補佐の業務が調査・助言であれば、部局の意見を聞いて決裁（書類に押印）する作業はないのか。
人事課長	特命補佐が決裁を行うことはない。
森田委員	調査・助言を行うだけであれば、平日出勤し午前9時から午後5時まで勤務しなくても必要な時に出勤するとかオンラインで業務に従事するなどの方法もあるのではないのか。毎日出勤するほどの業務があるのか。
人事課長	現在、新型コロナの感染状況が大変厳しくその情勢は毎日動いている。そのため、対応方針を決める際に、各部局長からの相談、知事に対する助言、また、意思決定の場に加わり助言することもある。この有事の際には知事の傍で部局間の調整が必要であるため、現在はほぼ毎日出勤してもらっている。
森田委員	特命補佐の報酬は令和3年度当初予算から支払われるのか。
人事課長	当初予算から支払われる。
森田委員	当初予算では、非常勤特別職の報酬として1億2,687万円が計上されているが、この額には特命補佐の報酬は含まれておらず、今後他の予算を削減するなどの調整をするのか。
人事課長	特命補佐の報酬は日額なので、業務実績に応じて支払われる。当初予算を編成した際には特命補佐を置くことは想定していないが、まずはこの予算の中で支給し、その推移を見て後ほど補正予算の対応をお願いしたいと考えている。
森田委員	特命補佐の報酬として約550万円を支出するという事は、他の予算を削減するか増額補正をするしかない。予算が決まる前から4月1日以降も再任していることは少し不透明なところがあるのではないのか。
人事課長	約550万円という額は、平日毎日、業務に従事した場合の年間報酬見込額であり、仮に新型コロナの感染状況が収まってくれば毎日出勤することもないかもしれない。そのため現時点で報酬額を見通せないが、予算が不足する場合は補正予算などの対応を考えていく。
森田委員	普通は予算の組み替えをしなければならない。議会に説明もなく、予算も計上されてない中、特命補佐の再任用が決まっていることに不透明なところがあると考えられるので留意してほしい。
鈴木副委員長	要綱には、特命補佐の職務は知事の特命事項の処理、部局間の総合調整に係る助言等とあるが、具体的にどのようなものがあるのか。
人事課長	現時点で最も重要な特命は新型コロナ対策とそれに伴う経済対策である。
鈴木副委員長	新型コロナ対策とそれに伴う経済対策に限定されるということでよいの

発 言 者	発 言 要 旨
人事課長	か。 今、最も重要なのは新型コロナ対策であるが、その影響は県政全般に渡るため、新型コロナに限らず部局間の総合調整、課題についての調査・助言を行う業務となっている。
鈴木副委員長	その場合、先に森田委員が指摘したように知事からの特命があれば、コロナ克服・経済再生の名の下に何でも出来ると解釈してよいのか。
人事課長	その通りである。
鈴木副委員長	副知事が不在で各部局長の役割、責任が大きく増すとともに重要性も増す。特命補佐の役割は総合調整、助言に留まり、知事の意向で各部局長に指示するものではないということでのよいのか。
人事課長	その通りである。
木村委員	本県以外の4県では、新型コロナ対策を目的としていないが特命補佐に類する非常勤特別職を配置していると聞くが、議会や県民に設置要綱など公表しているのか。
人事課長	4県において総合的な調査・助言を行う顧問、参与といった非常勤特別職を配置している。要綱を定めている県もあるが、内部規程である要綱は公表していないと聞いている。
木村委員	本県の場合、総務常任委員会から執行部に対して要綱を示すよう申入れがあり、特例的に示したものと認識している。本県でも新型コロナの変異株が確認され緊急を要する状態である。副知事が不在なので県庁の部局間を調整する役目はなくてはならないと考える。そのために設置した特命補佐は苦肉の策であり、4月1日に人事異動もあったことから調整役は必要である。 そういった意味で本県の特命補佐は他県の顧問、参与とは意味合いが異なるので、法の範囲内で対応して新型コロナを乗り越えてほしい。
青木委員	山形市及び寒河江市内で営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に支払う協力金として8億9,800万円の増額補正が提案されている。現時点では要請期間は4月11日までとしているが、依然として連日二桁の感染者数が確認されており、仮に要請期間を延長した場合、どのように対応していくのか。
財政課長	現時点で4月12日以降の対応は決定していないが、仮に期間を延長する場合は予算が不足することが想定されるので、その場合は当初予算で計上している既決予算で対応することを考えている。 協力金は県から山形市及び寒河江市に補助し、両市から事業者を支払われる仕組みとなっており、今後、両市からの補助実績額の報告を確認し、予算が不足する場合は増額補正を提案したいと考えている。
木村委員	議第103号山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決

発 言 者	発 言 要 旨
税政課長	<p>処分の承認について、自動車税の環境性能割の税率区分を 2020 年度基準から 2030 年度基準に変更しているが、具体的にどのように変わるのか。</p> <p>2020 年度基準は日本独自の方法で測定された燃費基準であり、国際調和を図ることやカタログ燃費と実燃費の乖離が課題であった。そのため、2030 年度基準は国際的な方法で燃費が測定され、市街地、郊外、高速道路を走行する際のそれぞれの燃費及びこの 3 つの平均的燃費の計 4 つの燃費が表示されることになる。</p>
木村委員	<p>基準変更による本県への税収の影響はどうか。</p>
税政課長	<p>税率区分ごとの軽減対象車の割合がほぼ同じになるように基準を変更するため、影響はほとんどないと考えられる。</p>
木村委員	<p>この度の改正でクリーンディーゼル車が課税対象に含まれるが、激変緩和措置で非課税となっていることについて、具体的に教えてほしい。</p>
税政課長	<p>クリーンディーゼル車は電気自動車と同様に非課税となっていたが、一般の改正でガソリン車と同様に燃費によって税率が決まる。ただし、クリーンディーゼル車を主力とするメーカーへの影響を緩和するため令和 3 年度は非課税、4 年度は燃費によって課税・非課税を決定する。</p>
坂本委員	<p>新型コロナ対策は感染防止対策と経済対策という相反することを同時に進めなければならず、現在、山形市及び寒河江市で集中的に取り組んでいるが、両市以外の県民や事業者からは、飲食業、旅館業、それらに食材を提供する取引業者のほか、代行業やタクシー業からも大変厳しいとの声が挙がっている。仮に、支援の対象地域を村山地域や全県に拡大した場合や本県でまん延防止等重点措置が適用された場合にどのような財源が確保できるのか。</p>
財政課長	<p>令和 2 年度に国の地方創生臨時交付金が 3 回配分され、3 次補正分は国が繰り越しているため 3 年度事業で活用可能となっている。4 月補正後の地方創生臨時交付金（地方単独分）の残額は約 30 億円である。</p> <p>なお、営業時間の短縮要請に協力いただいた飲食店等に支給する協力金の 8 割は地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）として別途、国から配分される。残りの 2 割は地方創生臨時交付金（地方単独分）で賄う必要があり、今後、営業時間短縮要請の期間延長やエリアを拡大する場合も想定した財政運営を行わなければならないと考えている。</p>
坂本委員	<p>この協力金は、山形市と寒河江市内の飲食店事業者には支給されるが、それ以外の市町村の事業者には自主的に新型コロナ対策を頑張っていたが支給は受けられない。事業者からはもう限界でやめるしかないとの話を聴いている。感染防止対策と経済対策にしっかり取り組むために、県内の広い範囲でまん延防止等重点措置の適用を受ける必要があるのではないか。県ではぎりぎりまで感染状況を見て、県独自の緊急事態宣言を解除するか、延長するかを判断するようだが、それでは対策が後手に回ってしまうのではないかと。早め早めの対策を取るべきではないかと。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
防災くらし安心部長	<p>本県は、政府のまん延防止等重点措置の適用について注視されている地域となっている。現在、本県では、感染拡大を防止するため、独自の緊急事態宣言を発出し、酒類を提供する飲食店等に対して営業時間の短縮を要請している。緊急事態宣言、飲食店等に対する営業時間短縮の効果を十分に見極め、次の対応を考えていく。</p>
坂本委員	<p>現場の声を聴くと、県と山形市及び寒河江市との独自の緊急事態宣言の発出だけでは足りないと感じており、財源も含めて国の力を借り、早急に次の一手を打ってほしい。</p>
坂本委員	<p>国の支援や県独自の財源で十分な対策が実施できるのか。</p>
総務部長	<p>現場の事業者等の声を聴き状況を把握した上で必要な施策を必要なタイミングに実施することは重要であると認識している。</p> <p>財源については、先ほど財政課長から答弁したとおり地方創生臨時交付金（地方単独分）の残額が約 30 億円ある。まん延防止等重点措置の指定を受けると地方創生臨時交付金の上限が上がるが、県独自の緊急事態宣言でも財源の 8 割は別途国から配分される。</p> <p>令和 2 年度の最終的な剰余金を踏まえると財政調整基金残高は約 100 億円あるので、必要な施策を実施する時にはそうした財源も活用していく。</p>
坂本委員	<p>施策は小出しにするより思い切って実施した方が効果がある。感染者が増えたからエリアを拡大するのではなく、広がる前にしっかりとした施策を打ってほしい。</p>
野川委員	<p>先日の議会運営委員会で営業時間短縮要請に応じない飲食店が数店あり、再度要請するとの話だったがその後の状況はどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>山形市及び寒河江市と協力して飲食店等への働きかけを行っているところである。協力いただけない飲食店等には両市と連携して再度の訪問や通知等により働きかけていくことで調整している。</p>
野川委員	<p>そのようなことを考えると県独自の緊急事態宣言の発出より、強制力のあるまん延防止等重点措置の適用の方が望ましいのではないかと。</p>
野川委員	<p>飲食店と取引のある食材の卸業や酒販店、小売店、おしぼりの納入業者などは飲食店以上に疲弊している。また、山形市及び寒河江市だけでなく、天童市、東根市や西村山地域の飲食店への客足も遠く、休業しているが行政からの支援はない。</p> <p>連日、様々な業界、団体が支援要請を行っており、各々は小さな声かもしれないが対応していかなければならないのではないかと。このような話は昨年度の商工労働観光常任委員会でも飲食店のみならず食材卸業などの関連産業への支援が必要ではないかと議論されている。今回の補正予算はこれで良いかもしれないが、やはりすぐに考えていかなければならないのではないかと。感染対策はしたが経済は疲弊したということになりかねないので大変心配している。</p>
総務部長	<p>そのような課題があることは当然認識している。知事も記者会見の中で</p>

発 言 者	発 言 要 旨
野川委員	<p>そのことを危惧している。</p> <p>一方、まん延防止等重点措置は感染状況に応じて指定するものであり、営業時間短縮に係る協力金を得るためのものではないと認識している。今懸念している感染状況が収まれば緊急事態宣言を解除し経済を回していくという方向もあろうかと思う。</p> <p>いずれにしても産業労働部などと連携し、感染状況や事業者の状況を的確に把握し、必要な対策を検討していく。</p> <p>先ほどの議会運営委員会では緊急事態宣言の判断がぎりぎりになると事業者も対応できないとの話があった。感染力が強いイギリス型の変異株ウイルスが本県に入ってくると爆発的に感染者が増えていくのではないかと。知事は感染者数が一桁にならないと厳しいと言っているが、もっと緊迫感をもって発言してほしい。また、知事は飲食店関連のクラスターがほぼなくなったと言っているが、仮に緊急事態宣言を延長した際に営業時間の短縮要請も継続するのか。</p>
防災危機管理課長	<p>感染状況を見ながら緊急事態宣言を解除するか延長するかを早急に判断する。なお、4月の感染事例を見ると営業時間短縮の効果が少し表れており、飲食店に起因する感染者が少なくなっている。営業時間の短縮要請についても、緊急事態宣言に併せて、解除するか、延長するか十分に検討していく。</p>
野川委員	<p>このままいくと新型コロナの影響を受けた2度目のゴールデンウィークを迎える。地元の事業者からはこのまま5月に入ればもう持たないとの切実な声が聞かれるので、対応してほしい。</p>
鈴木副委員長	<p>地元ではもう持たないではなく、既に閉店している事業者もいる。支援が必要なのは山形市、寒河江市の飲食店だけではなく、飲食店の関連業者への支援が必要ではないかと考える。支援策は商工労働観光常任委員会の所管になるが、総務常任委員会としては支援のための財源確保に努めることを附帯意見とすることを提案する。</p>